

### 第3回定例会議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第61号 いちき串木野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第62号 いちき串木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第63号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 6 議案第64号 いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第65号 いちき串木野市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第66号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 9 議案第67号 いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 予算議案第3号 令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）
- 第11 国特予算議案第2号 令和元年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第12 介特予算議案第3号 令和元年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第13 後特予算議案第2号 令和元年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

---

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

---

本会議第1号（8月29日）（木曜）

出席議員 16名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	竹之内勉君
4番	田中和矢君	12番	原口政敏君
5番	中村敏彦君	13番	下迫田良信君
6番	大六野一美君	14番	宇都耕平君
7番	西別府治君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	平石耕二君

---

欠席議員 なし

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	神蘭正樹君
補	佐	石元謙吾君	主	任	福谷和也君

---

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	財政課	長	出水喜三彦君
副市	長	中屋謙治君	市来支所	長	田中大作君
教育	長	有村孝君	教委総務課	長	瀬川大君
総務課	長補佐	山崎達治君	消防	長	若松勝司君
政策課	長補佐	大平博喜君			

---

令和元年8月29日午前10時00分開会

△開 会

○議長（平石耕二君） これから令和元第3回いちき串木野市議会定例会を開会します。

△報 告

○議長（平石耕二君） まず、報告します。

去る8月23日までに受理した請願・陳情・要望書等は、お手元に配付した請願・陳情文書表及び要望書等配付文書表のとおりです。

なお、請願・陳情については、付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

次に、監査委員から報告のあった平成30年度5月分及び令和元年度5月分、6月分の例月出納検査の結果並びに市長から報告のあった地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分の報告をお手元に配付してあります。

また、鹿児島県市議会議長会定期総会出席報告についてもその写しをお手元に配付しております。

△開 議

○議長（平石耕二君） これから、本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平石耕二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、江口祥子議員、松崎幹夫議員を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（平石耕二君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月26日までの29日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から9月26日までの29日間とすることに決定しました。

△日程第3～日程第13

議案第61号～後特予算議案第2号一括上程

○議長（平石耕二君） 日程第3、議案第61号から日程第13、後特予算議案第2号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 令和元年第3回いちき串木野市議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号いちき串木野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行等に伴い、印鑑登録事項に旧氏を加えるなど改正しようとするものであります。

議案第62号いちき串木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、危険物の貯蔵所の設置許可に係る手数料の金額を改定しようとするものであります。

議案第63号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人または被保佐人に係る欠格条項を見直すため、関係条例を整備しようとするものであります。

議案第64号いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法の一部改正に伴い、日本赤十字社所有車両に対する軽自動車税の非課税の範囲について、県と統一するため改正しようとするものであります。

議案第65号いちき串木野市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行に伴い、条文を整理しようとするものであります。

議案第66号子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備しようとするものであります。

法律改正の主な内容は、認可保育所等の子どものための教育・保育給付に加え、幼稚園の預かり保育事業等の子育てのための施設等利用給付を創設し、主に3歳以上の子ども等の利用料を無償化するものであります。

議案第67号いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、保育所との連携の基準等を緩和するため改正しようとするものであります。

次に、予算議案第3号令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,789万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を181億9,508万5,000円とするほか、繰越明許費及び債務負担行為の設定、地方債の補正であります。

それでは、歳出から款を追って、その主なるものについて説明を申し上げます。

2款総務費は、総務管理費で、平成30年度決算に伴う財政調整基金積立金及び市来庁舎附属棟屋根防水改修事業費の計上、転入者住宅建設等補助金、企業の誘致促進及び育成補助金の追加であります。

3款民生費は、社会福祉費で、認知症高齢者グループホームの防災設備改修等に係る地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金、看護小規模多機能

型居宅介護施設の準備費用等に係る地域介護基盤整備事業補助金の計上、児童福祉費で、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金及び幼児教育・保育の無償化に伴う認可外保育施設等利用給付費の計上、生活保護費で、システム改修委託料の計上であります。

4款衛生費は、保健衛生費で、危険廃屋等解体撤去工事補助金及び後期高齢者医療広域連合負担金の追加であります。

6款農林水産業費は、農業費で、小規模土地改良事業補助金の追加のほか、ため池のハザードマップ作成委託料の計上、林業費で、観音ヶ池市民の森周辺整備に伴う委託料の計上、水産業費で、新規沿岸漁業就業者支援金の追加であります。

7款商工費は、使途明示型ふるさと納税寄附金による五代友厚映画製作プロジェクト補助金の計上であります。

8款土木費は、道路橋梁費で、道路維持補修費及び島内松原線などの道路改良に伴う工事請負費等の追加、河川費で、河川維持補修費の追加のほか、御手洗川護岸整備費の計上、都市計画費で、神村学園前駅歩道橋への連絡通路設置に伴う交通関連施設設置事業補助金の計上、住宅費で、市営住宅解体除却事業費の計上のほか、住宅リフォーム事業補助金の追加であります。

10款教育費は、幼稚園費で、幼児教育・保育の無償化に伴う低所得世帯等の副食費免除に係る教育・保育給付費の計上、社会教育費で、麓の日本遺産認定に伴う魅力発信事業に係る負担金の追加であります。

11款災害復旧費は、6月下旬から7月初旬の梅雨前線豪雨による農業施設、林業施設及び道路河川等に係る災害復旧費の追加であります。

次に、歳入の主なるものについて説明を申し上げます。

10款地方交付税は、今回の補正財源所要額の追加であります。

14款国庫支出金及び15款県支出金は、事業費決定等に伴うものであります。

18款繰入金は、ふるさと寄附金基金繰入金の追加

であります。

19款繰越金は、前年度繰越金の追加であります。

21款市債は、合併特例事業債等の追加のほか、臨時財政対策債の減額であります。

第2条繰越明許費は、交通関連施設設置補助事業について、翌年度に繰り越して使用するものであります。

第3条債務負担行為は、学校給食センター調理等業務など4件に係る期間と限度額を定めるものであります。

第4条地方債の補正は、合併特例事業債など5事業債及び臨時財政対策債の変更を行うものであります。

次に、国特予算議案第2号令和元年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ274万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億559万5,000円とするものであります。

補正の主な内容は、歳出において、1款総務費で、国保連合会負担金の追加、国民健康保険システム改修費の計上、歳入は、5款繰入金で、事務費繰入金の追加、8款国庫支出金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の計上であります。

次に、介特予算議案第3号令和元年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,877万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億864万8,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、7款諸支出金で、国庫支出金等返還金の追加、歳入は、8款繰越金で、前年度繰越金の追加であります。

次に、後特予算議案第2号令和元年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万円を追加し、歳入歳出予算の

総額を4億2,738万7,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、2款後期高齢者医療広域連合納付金で、前年度被保険者保険料等の追加、3款諸支出金で、一般会計繰入金返還金の計上、歳入は、4款繰越金で、前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願いを申し上げます。

---

△散 会

○議長（平石耕二君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時15分